

工場主の本等議ニ對シ飽ク迄強硬ナル態度ヲ持シ値下ヲ斷行
スル意圖ニテ目下就業中ノ職工ニ對シテハ極力慰撫ノ方法ヲ
講シ輕拳ヲ戒メツ、アリテ作業上大ナル支障ヲ來サ、ル
状況ナルヲ工場主トシテハ、等議團幹部ニ對シ急分ノ
爭議費用ヲ出シ解決シダキ急意調停ニ在リ

右及申(通)報候也

別記

決議

細井資本家は吾等の正當にして穩和なる嘆願を
一蹴し後業負の反省をうななかす名のもとに出勤を停止し
た此の行爲は明かに不當なるロックアウトと認め、吾等は此
處に後業負大會を開催し飽く迄闘心事を大會に於て
決議す

大正十五年八月九日